

【総論(対策にあたっての基本的認識)】

高齢者の問題を考えるに当たっては、働く元気な高齢者、認知症、女性の一人暮らし、障害をもった人が増えること等に留意すべき。

大都市は借家、地方は持家を中心に課題があり、地域ごとに異なる課題に対応していかなければならない。高齢者の問題には、平均像をもとにした一律の対応だけでなく、きめ細かな対応が必要。

専門家やボランティアを活用した世代が交流する仕組みを考えるなど、高齢者が地域で交流し、生活できるよう住宅施策を考えていかなければならない。

住居・見守り・食事・医療・介護の5つの安心を実現していくことが必要である。

高齢者が豊かな気持ちで生活できるような施策を展開すべき。

【各論(省庁間・部局間連携)】

住宅と福祉が連携して計画を作るとは有意義なこと。

両省の事業を連携して実施する、建築基準法と老人福祉法の指導を連携して行う等により、全体として効果が上がる取り組みをすすめるべき。

【各論(高齢者住宅施策)】

65歳以上の高齢者の80%以上が年金で生計をたてている。借家の家賃や、持家の改修費用が支払えるよう、バックアップや支払い方法の工夫が必要。

介助者のスペースを考慮した住宅のバリアフリー化をすすめ、バリアフリーを地域に広げていくべき。

高齢者住宅に対して補助対象を手厚くする等、高齢者住宅対策に重点的に予算を投入すべき。

終身建物賃貸借が活用しやすくなるよう改善方策を検討すべき。

低所得の高齢者は多少体が悪くなくても公営住宅に住み続けざるを得ない。入居高齢者が生活しやすいよう公営住宅を整備し、運営すべき。

既存ストックの建替えや再開発により高齢者賃貸住宅を供給していくことは重要な施策。建替等の際にPFI等により民間の資金や知見を使い、官民共同で喫緊の課題に対応すべき。

【各論(福祉施策)】

外部サービス利用型特定施設制度など、民間の力をうまく施策にのせていくことが必要である。